

## 森づくり協定書

森林所有者 (以下「甲」という。)と受託者 内子町森林組合 代表理事組合長 岡田志朗 (以下「乙」という。)は、甲が所有する森林の経営を目的として次の条項のとおり協定を締結する。

### (信義忠誠の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

### (協定の対象とする森林)

第2条 この協定の対象とする森林 (以下「協定対象森林」という。)は、別紙1に表示する森林とする。なお、協定対象森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (協定の期間)

第3条 この協定の協定期間 (以下「委託期間」という。)は次のとおりとする。

平成 年 月 日から  
平成 年 3月 31日まで

### (委託事項)

第4条 乙は、協定対象森林をその区域に含む市町村森林整備計画に従い、協定対象森林に関する次の事項 (以下「委託事項」という。)を実施するものとする。

- (1) 立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること
- (2) 森林の保護等のため、森林の現況把握を実施すること
- 2 前項第1号による伐採をした木竹の取扱いについては、甲と乙が別途協議して定めるものとする。
- 3 乙は、協定対象森林に異常の発生を確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。
- 4 乙は、第1項第1号に掲げる事項を実施することを決めた時は、速やかに甲に通知するものとする。

### (森林への立入り及び施設の利用等)

第5条 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、協定対象森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、協定対象森林内に設置された作業路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させ、又は第4条の委託事項を実施するために必要な改良等を行い、若しくは乙以外の者に行わせることができる。

- 2 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、協定対象森林内に作業路網その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の第4条の委託事項を実施するために必要な維持管理を行うものとする。

### (森林経営計画の作成及び実行)

第6条 乙は、委託事項を実施するために、協定対象森林について単独で又は他の森林所有者若しくは森林所有者から森林の経営の委託を受けた者と共同して森林法第11条に規定する森林経営計画を作成し、その認定 (変更の認定を含む。)を受けるとともに、当該森林経営計画に従い、森林の経営を行うものとする。

2 前項において、森林経営計画の計画事項である「森林の経営に関する長期の方針」については、乙は、甲と協議してこれを作成するものとする。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事項の実施状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

2 甲は、委託事項の実施状況について、適切でないものがあると認めたときは、乙に対して是正を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 協定対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

(委託料の請求)

第9条 乙は、事業年次ごとなど適宜、委託事項の実施に要した費用（次項により補助金等を充当した場合にあっては、委託事項の実施に要した費用から当該補助金等の額を控除したものを）を委託料として、甲に請求するものとする。

2 乙は、委託事項の実施に当たり補助金等の交付を受けたときは、速やかに当該補助金等を前項の委託事項の実施に要した費用に充当するものとする。

3 甲は、乙から第1項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

(損害の填補等)

第10条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。

2 この協定に関して乙の責に帰すことのできない事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決に当らなければならない。

3 乙が委託事項の実施その他この協定により属せられた権原に基づき行う行為に関し補助金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

(災害等による委託事項の不実施)

第11条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適當となったときは、乙は、当該委託事項の一部又は全部を実施しないことができる。

(1) 災害その他の原因により協定対象森林の全部又は一部が損壊したとき

(2) 路網の損壊等により協定対象森林への到達が困難となったとき

(3) 協定対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(債務不履行による協定の解除)

第12条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず（前条各号に掲げる場合において当該委託事項を実施することが不可能又は不適當となったときを除く。）、第7条の是正要求にも応じない場合は、1か月を下らない期間の予告を行った上でこの協定を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに第9条第1項の委託料を支払わない場合は、1か月を下らない期間の予告を行った上でこの協定を解除することができる。

(甲の届出)

第13条 甲及び甲の相続人又は受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

- (1) 協定対象森林について権利の喪失があった場合
- (2) 甲が住所又は名称を変更した場合
- (3) 甲が死亡した場合
- (4) その他この協定の履行上重要な事項又はこの協定の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第3条の定めに基づき前項の申出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第3条の協定期間における甲死亡後の残存期間において本協定を承継したい旨の申出があるときは、本協定はなおその効力を有するものとする。この場合において本協定中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第14条 造林補助事業の完了年度の翌年から起算して10年を経過するまでの間に当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（造林補助事業の施工地を譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後における当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用を含む。）又は、造林補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去をしない（森林環境保全直接支援事業及び環境林整備事業に掲げる事業、森林作業道の維持管理のために必要な行為をしようとするときを除く。）。

第15条 この協定に定めのない事項を定め、又は協定事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

平成 年 月 日

(甲) 森林所有者

〒 □□□-□□□□

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

【振込先口座】

金融機関	支店	科目	名義人	口座番号
		普・当	尙	

(乙) 受託者

〒 791-3351

住 所 愛媛県喜多郡内子町五百木186番地の2

氏名又は名称 内子町森林組合  
代表理事組合長 岡田 志朗

電 話 0893-44-3118